

第1部 計画の概要と現状

第1章 計画の概要

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援の在り方、障がいの重度化、介助者の不足など、障がいのある人を取り巻く課題やニーズは多様化しています。

そのような中、障がい者施策の分野では「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催をはじめ、令和3年5月には「障害者差別解消法^{※1}」の改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。また、令和4年5月には、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として「障害者情報アクセシビリティ推進法^{※2}」が制定されるなど、大きな動きがみられました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活に大きな影響を与えてきました。今後の障がいのある人への支援施策においても、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、令和5年3月に「障害者基本法」第11条の規定に基づく、障がい者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され「障害者の権利に関する条約」の理念の尊重及び整合性の確保をはじめ、共生社会の実現に資する取組の推進など、全ての施策分野に共通する「横断的視点」が改めて定められました。

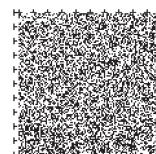
本市では、平成29年3月に策定した、令和5年度までを計画期間とする「第3次東広島市障害者計画（以下「前期計画」という。）」において「地域共生のまちづくり すべての人にとって暮らしやすい社会をめざして」を基本理念と定め、様々な障がいのある人に対する福祉施策を推進しています。また、この計画と併せて、障害福祉サービス等の提供体制を確保し、計画的な実施を図るため「障害者総合支援法^{※3}」の規定に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法」の規定に基づく「障害児福祉計画」を一体のものとして「第6期東広島市障害福祉計画及び第2期東広島市障害児福祉計画（以下「第6期（第2期児）計画」という。）」を策定しました。

この度、これらの計画期間の満了に伴い「第4次東広島市障がい者計画・第7期東広島市障がい福祉計画及び第3期東広島市障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定し、障がいのある人に対する福祉施策をはじめ、多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に努め、全ての人にとって暮らしやすい社会をめざします。

※1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※2 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

※3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」



【2】計画の位置付け

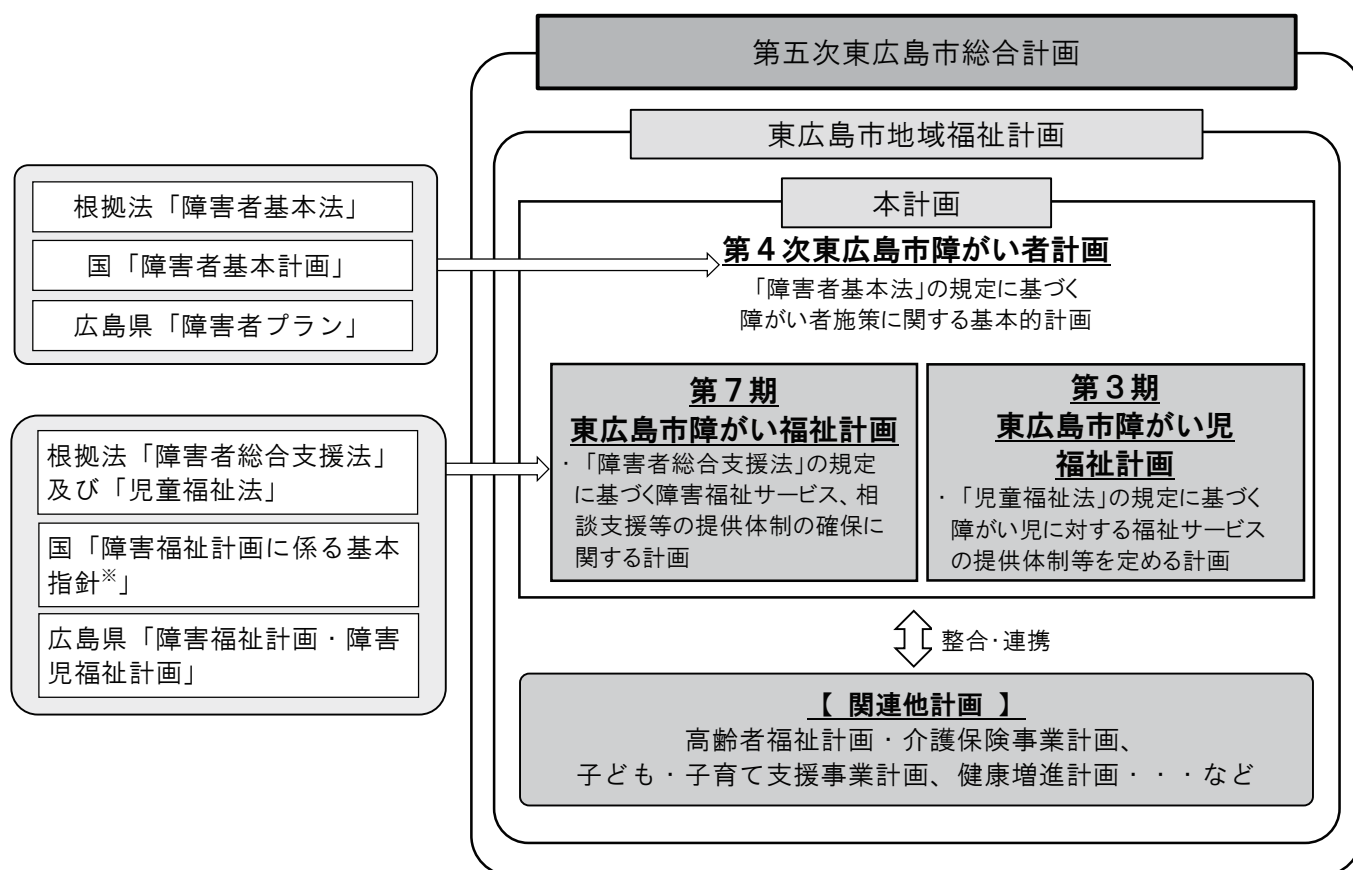
「第4次東広島市障がい者計画」は「障害者基本法」第11条の規定に基づく、長期的視点に立って障がいのある人の生活全般にわたる福祉施策を定める総合的な計画です。

一方「第7期東広島市障がい福祉計画及び第3期東広島市障がい児福祉計画」は「障害者総合支援法」第88条及び「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく、障害福祉サービスや市町等が主体となって柔軟に実施する地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量及びその確保方策、障がい児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。

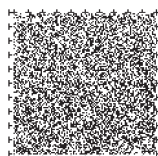
また、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」をはじめ「東広島市地域福祉計画」「東広島市高齢者福祉計画・東広島市介護保険事業計画」や「東広島市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

策定にあたっては、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障がい者を取り巻く環境、並びにアンケート結果等に基づく障がいのある人の現状やニーズなどを踏まえ、より実効性のある計画をめざして策定します。

【 計画の位置付け 】



※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後
(令和5年5月19日こども家庭庁 厚生労働省告示第一号)



【3】計画の期間

「東広島市障がい者計画」の計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。「第7期東広島市障がい福祉計画」及び「第3期東広島市障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

それぞれの最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

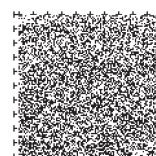
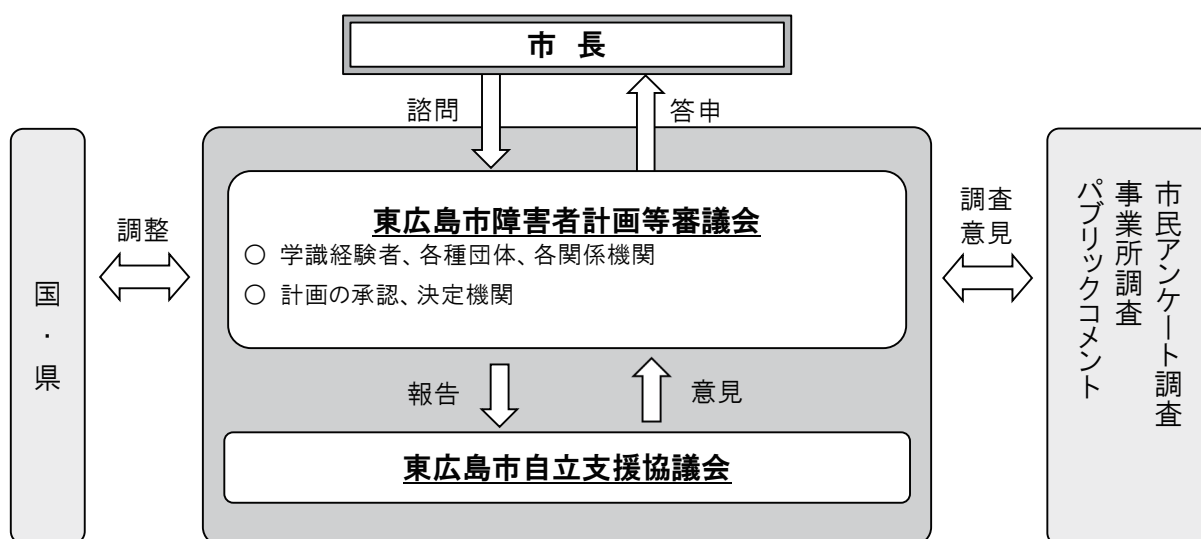
なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
障がい者計画	第3次計画			第4次計画(本計画)					
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画(本計画)			第8期計画(次期計画)		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画(本計画)			第4期計画(次期計画)		

【4】計画の策定方法

1 審議会における審議及び市民意見の反映

- 学識経験者をはじめ、各種団体や組織の関係者などで構成される「東広島市障害者計画等審議会」における計画の原案の審議、提言
- 計画案についてのパブリックコメント（意見公募）の実施



2 実態調査の概要

	市民アンケート調査		事業所調査
	18 歳以上	18 歳未満	
調査対象	市内に住所を有する 18 歳以上の障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者	市内に住所を有する 18 歳未満の障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者	障害福祉サービス提供事業所
調査方法	郵送配布～郵送回収		郵送配布～郵送回収及び電子メール等による配布、回収
実施時期	令和5年2月		令和5年7月
有効回収数／配布数 (有効回収率)	771 人／1,500 人 (51.4%)	252 人／500 人 (50.4%)	9事業所／19事業所 (47.4%)

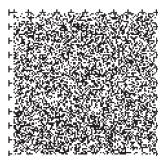
【5】計画の対象者

本計画における「障がい者」の概念は「障害者総合支援法」に基づき、身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む。）並びに制度の谷間となって支援の充実が求められている難病の人等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの）としています。また「障がい児」については「児童福祉法」に基づき身体障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神障がいのある児童（発達障がいのある児童を含む。）又は難病の児童としています。

本市のめざす地域共生社会の実現のためには、一人一人が障がいに対する理解を深めることが重要であるため、本計画は、障がいの有無にかかわらず、本市に住むすべての人及び本市に所在する団体、企業等を対象としています。

【6】「障がい」の表記について

本計画では、障害の「害」という漢字からくる印象に考慮し、障がいに対する理解を更に深めていく契機とするため、市が独自に設定したガイドラインに基づき、法令などで定めている項目や固有の名称を除き「障がい」と平仮名で表記しています。



第2章 計画の推進体制

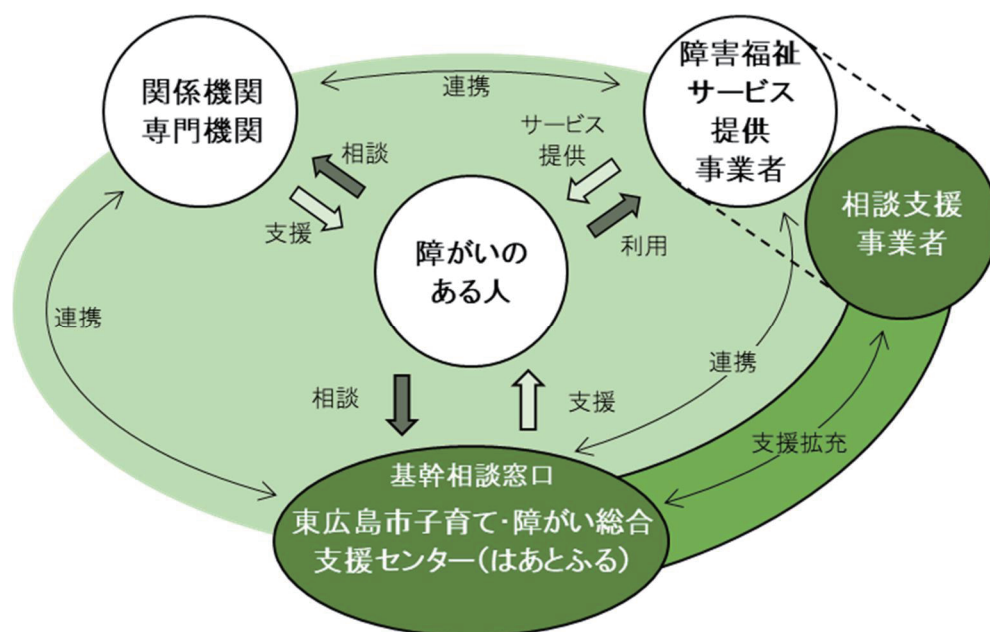
【1】計画の推進体制

1 庁内推進体制の強化と協働による取組の推進

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課における連携の強化を図り、様々な取組を進めるとともに、市民、社会福祉協議会、障害福祉サービス提供事業所、保健医療機関、住民ボランティアなどとの連携を強化し、協働による取組を推進します。

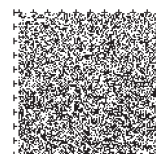
2 相談支援体制の強化

「東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」は、子育て支援と障がいのある人に、総合的、一体的に地域生活に関する支援を行う窓口で、子育て関連施設やその他、「HOTけんステーション」等の関係機関と連携する調整窓口としての役割も担っています。一人一人が適切な支援を受けられるよう、メール等を活用した相談等、相談支援体制の充実を図ります。



3 市の取組と分かりやすい障害福祉サービス提供体制の周知

広報紙や市のホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画に基づく本市の障害福祉サービス提供体制や事業の実施内容について、分かりやすい情報提供と周知を図ります。また、あらゆる機会を通して、障がいのある人やその家族、関係者等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。



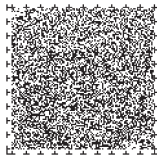
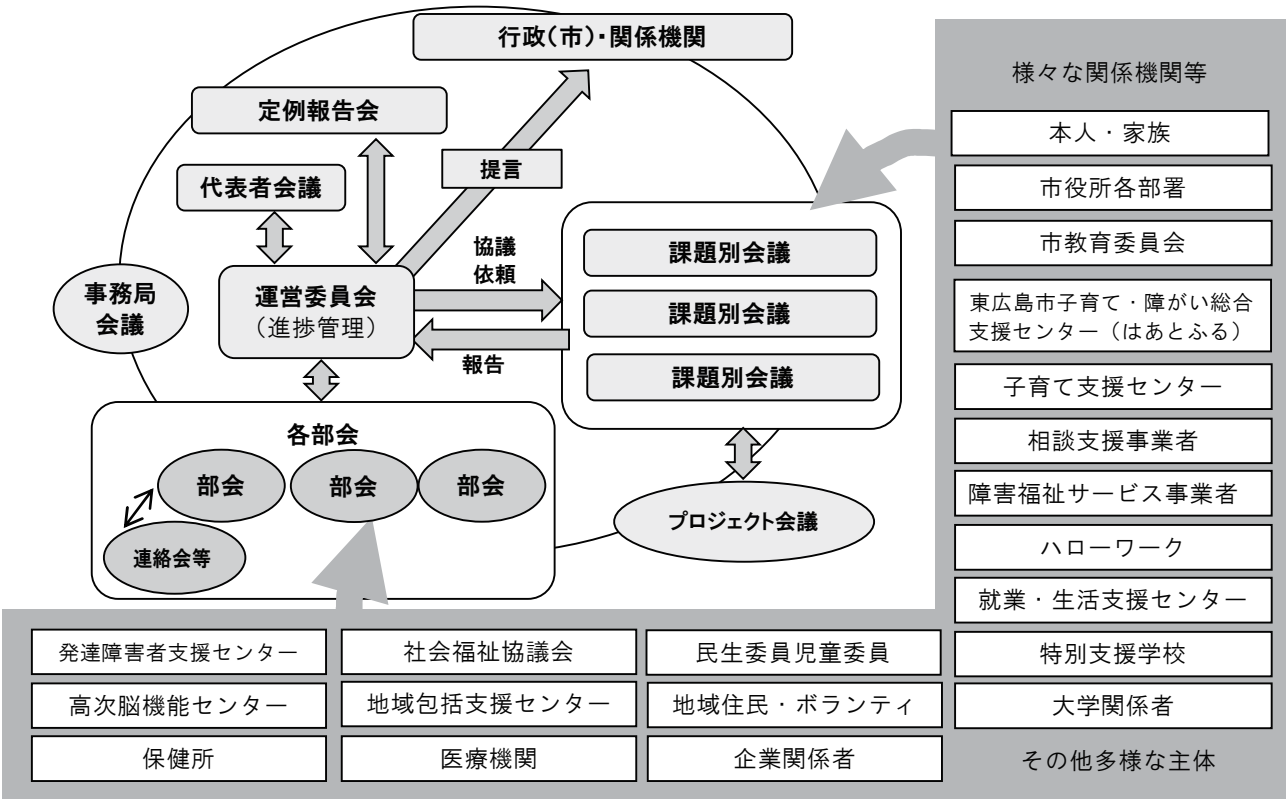
4 東広島市自立支援協議会との連携

医療機関や教育機関、企業、障害福祉サービス提供事業所、市民等様々な分野からの参画により開催されている「東広島市自立支援協議会」との連携を強化し、地域におけるネットワーク（障がいのある人を支えるつながり）づくりや関係機関との連携の在り方等について検討します。

各部会等の開催にあたっては、インターネットを活用した会議の導入等を通して、時間や場所にとらわれない情報共有体制の構築を図ります。

自立支援協議会では、地域課題の検討や解決に向けた継続的な協議の場である「部会」や集中的に協議をする「課題別会議」等の開催により、様々な関係機関等と連携し、障がいのある人に対する支援体制の充実に取り組みます。

【 自立支援協議会のネットワークイメージ 】

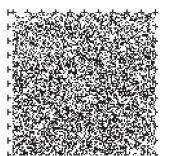
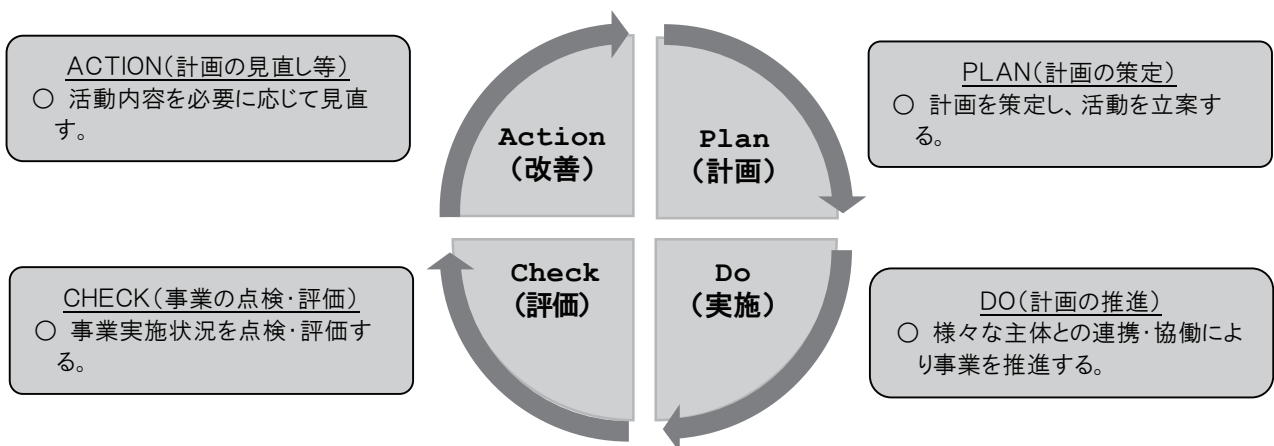


【2】計画の進行管理

本計画については、庁内において定期的に進捗状況を調査、点検します。

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 参考／PDCAサイクルによる進捗評価 】



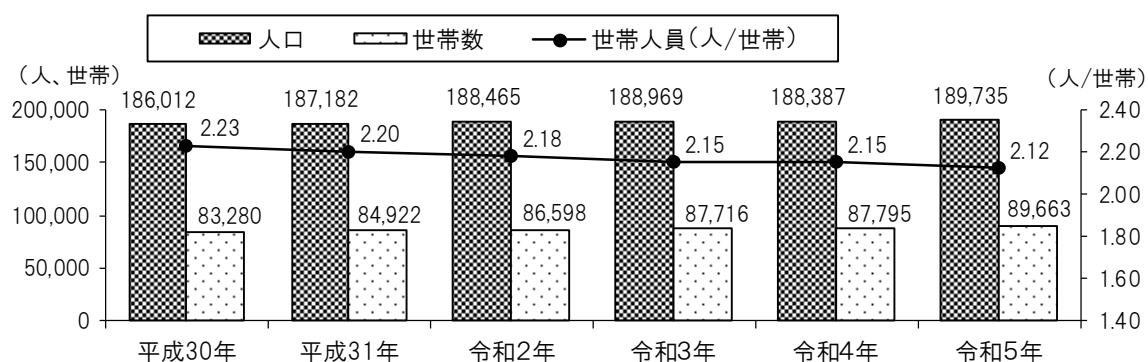
第3章 障がいのある人を取り巻く現状

【1】人口の動き

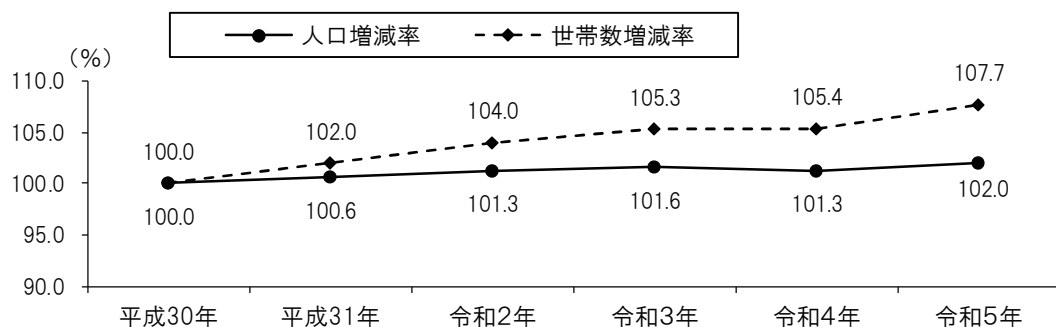
本市の人口及び世帯数は、緩やかな増加で推移しており、令和5年3月末日現在 189,735 人（平成30年を100とした場合 102.0）となっています。また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30年の2.23人から令和5年で2.12人となっています。

本市の高齢化率は、平成30年の23.7%から令和5年で24.7%となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成30年を100とした場合の各年の割合を示している。

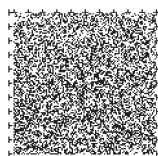
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

【年齢別人口の推移】

単位(人)	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率(%)
18歳未満	32,952	32,758	32,669	32,567	32,300	32,112	97.5
65歳以上	44,161	44,943	45,476	46,120	46,629	46,868	106.1
高齢化率(%)	23.7	24.0	24.1	24.4	24.8	24.7	-

注：増減率は平成30年を100とした場合の令和5年の割合を示している。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）



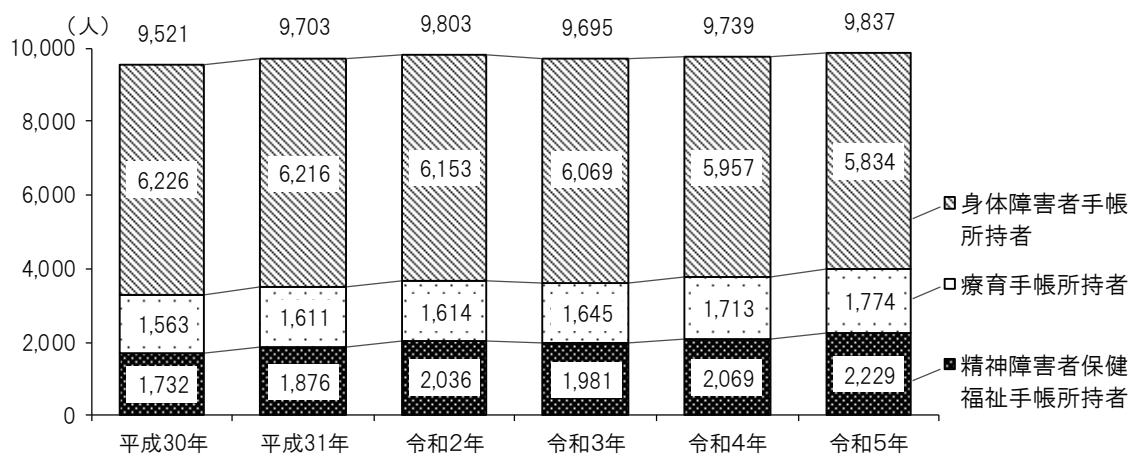
【2】障害者手帳所持者等の状況

1 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、長期的には増加で推移しており、令和5年は9,837人となっています。

手帳の種類別でみると、令和5年は「身体障害者手帳所持者」が5,834人と最も多く、全体の約6割（59.3%）を占めています。「療育手帳所持者」は1,774人（全体に占める構成比18.0%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は2,229人（同22.7%）となっています。平成30年からの推移では、「身体障害者手帳所持者」は減少し、「療育手帳所持者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加しています。

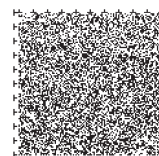
【 障害者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率(%)
障害者手帳所持者数合計	9,521	9,703	9,803	9,695	9,739	9,837	103.3
身体障害者手帳所持者	6,226	6,216	6,153	6,069	5,957	5,834	93.7
療育手帳所持者	1,563	1,611	1,614	1,645	1,713	1,774	113.5
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,732	1,876	2,036	1,981	2,069	2,229	128.7

注：増減率は平成30年を100とした場合の令和5年の割合を示している。（以下同様）

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

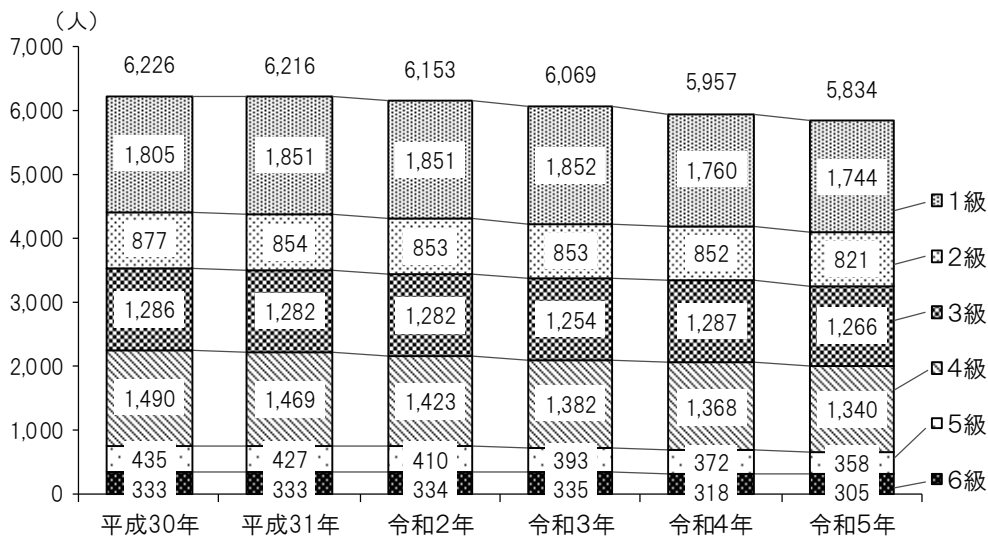


2 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、減少で推移しており、令和5年は5,834人となっています。

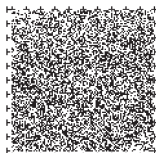
等級別でみると、令和5年は「1級」が1,744人と最も多く、全体の約3割（29.9%）を占めています。次いで「4級」が1,340人（全体に占める構成比23.0%）、「3級」が1,266人（同21.7%）の順となっています。平成30年からの推移では、「4級」及び「5級」の減少が目立っています。

【 等級別身体障害者手帳所持者数の推移 】



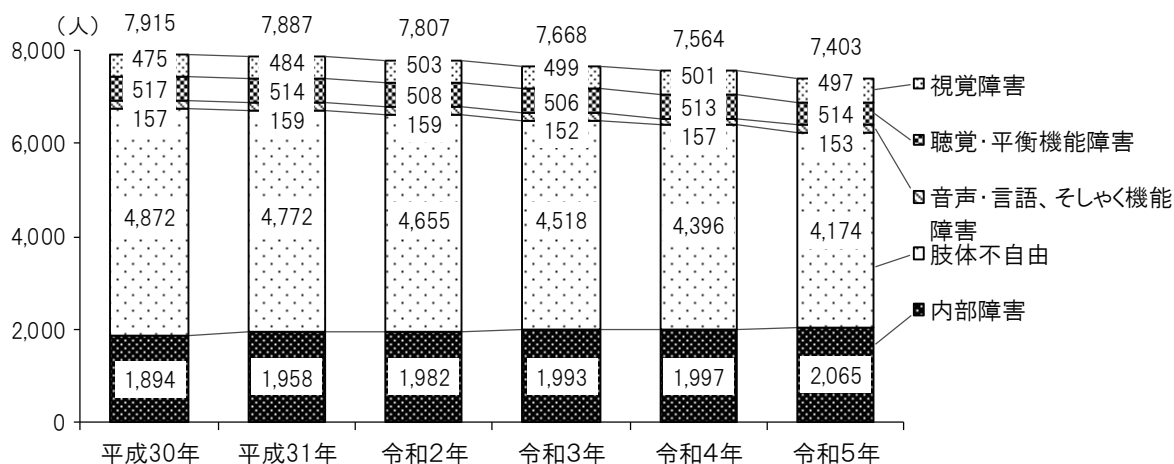
単位(人)	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (%)
身体障害者手帳 所持者数合計	6,226	6,216	6,153	6,069	5,957	5,834	93.7
1級	1,805	1,851	1,851	1,852	1,760	1,744	96.6
2級	877	854	853	853	852	821	93.6
3級	1,286	1,282	1,282	1,254	1,287	1,266	98.4
4級	1,490	1,469	1,423	1,382	1,368	1,340	89.9
5級	435	427	410	393	372	358	82.3
6級	333	333	334	335	318	305	91.6

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）



障がい種類別でみると、令和5年は「肢体不自由」が4,174人と最も多く、次いで「内部障害」が2,065人、「聴覚・平衡機能障害」が514人、「視覚障害」が497人の順となっています。平成30年からの推移では、特に「内部障害」が増加し、「肢体不自由」が減少しています。

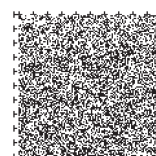
【 障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (%)
合計	7,915	7,887	7,807	7,668	7,564	7,403	93.5
視覚障害	475	484	503	499	501	497	104.6
聴覚・平衡機能障害	517	514	508	506	513	514	99.4
音声・言語・そしゃく機能障害	157	159	159	152	157	153	97.5
肢体不自由	4,872	4,772	4,655	4,518	4,396	4,174	85.7
内部障害	1,894	1,958	1,982	1,993	1,997	2,065	109.0

注：重複障がいがあるため、合計人数は前段の「身体障害者手帳所持者数合計」とは一致しない。

資料：障がい福祉課(各年4月1日現在)

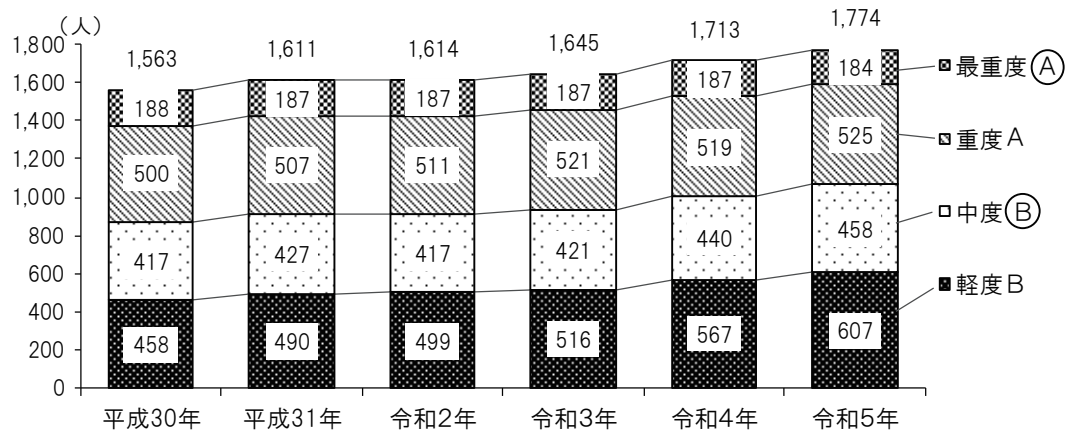


3 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年は1,774人となっています。

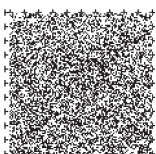
障がい程度別でみると、令和5年は「軽度B」が607人と最も多く、次いで「重度A」が525人、「中度(B)」が458人、「最重度(A)」が184人の順となっています。また、重度障がい者(Ⓐ、A)は4割(40.0%)となっています。平成30年からの推移では、「軽度B」が大きく増加しています。

【 障がい程度別療育手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (%)
療育手帳 所持者数合計	1,563	1,611	1,614	1,645	1,713	1,774	113.5
最重度(Ⓐ)	188	187	187	187	187	184	97.9
重度A	500	507	511	521	519	525	105.0
中度(B)	417	427	417	421	440	458	109.8
軽度B	458	490	499	516	567	607	132.5

資料: 障がい福祉課(各年4月1日現在)



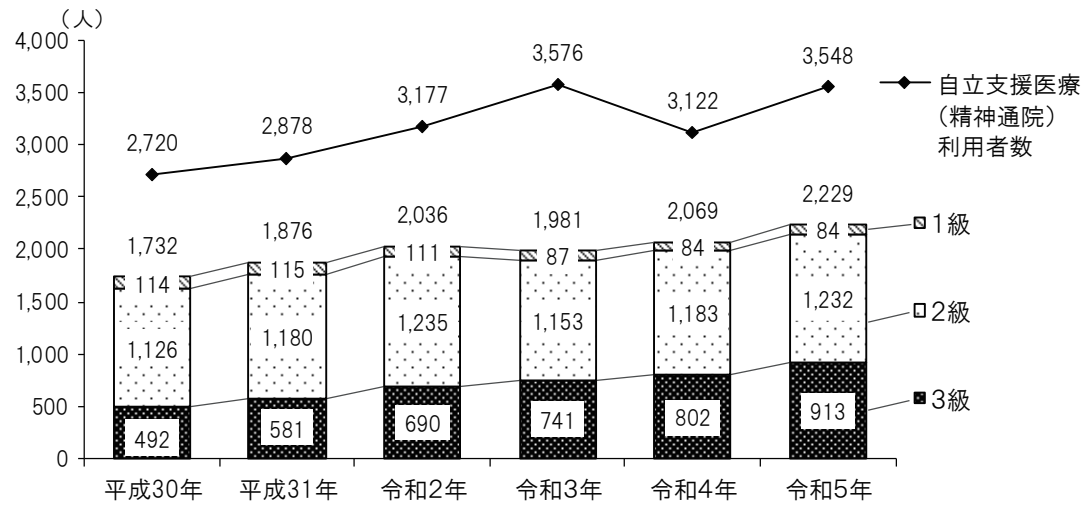
4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年は2,229人となっています。

等級別でみると、令和5年は「2級」が1,232人と最も多く、全体の半数以上（55.3%）を占めています。次いで「3級」が913人（全体に占める構成比41.0%）、「1級」が84人（同3.8%）の順となっています。平成30年からの推移では、「3級」の増加が目立っており、「1級」は減少しています。

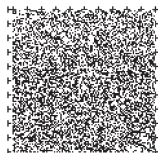
自立支援医療（精神通院）利用者数は、令和4年は減少しましたが、令和5年は増加し3,548人となっています。

【 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数合計	1,732	1,876	2,036	1,981	2,069	2,229	128.7
1級	114	115	111	87	84	84	73.7
2級	1,126	1,180	1,235	1,153	1,183	1,232	109.4
3級	492	581	690	741	802	913	185.6
自立支援医療(精神 通院)利用者数	2,720	2,878	3,177	3,576	3,122	3,548	130.4

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）



【3】障がいのある人に対する主な施策等の取組状況

1 障がいのある人に対する相談支援の状況

本市では、子育て支援機能と障がい者相談支援機能を併せ持つ「東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」において、各種の相談支援を行っています。

令和4年度では、一般相談が10,072件、発達専門相談が2,856件、就労専門相談が2,494件となっています。

また、相談支援事業所については、令和4年度では計画相談支援事業所が16箇所、一般相談支援事業所が13箇所、児童相談支援事業所が8箇所となっています。

【「はあとふる」における相談件数】

単位(人)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般相談	障がい者人数	443	486	446	460	528	537
	障がい児人数	241	231	193	211	284	257
	相談件数(件)	8,585	10,089	8,032	10,581	8,936	10,072
発達専門相談	障がい者人数	107	97	128	125	109	77
	障がい児人数	772	807	519	446	475	538
	相談件数(件)	5,349	6,260	2,746	2,163	2,153	2,856
就労専門相談	障がい者人数	87	100	115	75	82	74
	障がい児人数	7	9	10	6	6	8
	相談件数(件)	1,823	2,252	1,876	2,770	3,124	2,494

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

【相談支援事業所数】

単位(箇所)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画相談支援事業所	18	18	17	17	16	16
一般相談支援事業所	14	14	14	14	13	13
児童相談支援事業所	10	10	9	9	8	8

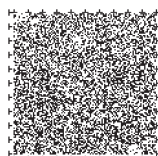
資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

障害者総合支援法に基づく、地域相談支援による24時間体制など緊急時の対応を含む相談支援体制については、令和4年度は一般相談支援事業所13箇所に対応しています。

【障害者総合支援法に基づく相談支援体制（地域相談支援による24時間サポート）】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般相談支援事業所(箇所)	14	14	14	14	13	13
地域移行支援利用者(人)	1	0	2	1	1	0
地域定着支援利用者(人)	12	11	12	11	10	7

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)



2 障がいのある人に対する移動支援の状況

重度障害者移動支援事業の延べ利用者数は、減少傾向にありましたが、令和4年度は増加に転じ、659人となっています。

【 重度障害者移動支援事業利用状況 】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
延べ利用者数(人)	2,193	1,733	1,665	703	396	659
延べ利用時間(時間)	7,096	5,721	5,276	1,953	946	1,549

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

3 虐待防止施策の状況

障がい者虐待防止センターにおいて、虐待に関する相談窓口を設置し、障がいのある人や家族、支援者等からの相談に対応しています。令和4年度の虐待通報件数は25件、虐待認定件数は5件となっています。

【 虐待に関する相談窓口の設置(東広島市障がい者虐待防止センターで対応した件数) 】

単位(件)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
虐待通報件数	14	14	16	12	21	25
虐待認定件数	4	5	4	8	8	5
緊急一時保護件数	0	1	1	2	1	0

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

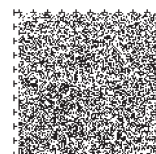
4 療育・保育・教育施策の状況

幼稚園、小学校、中学校においては、生活面等で個別支援が必要な児童・生徒に対する学校教育支援員、教育補助員、特別支援教育サポーターの配置など特別支援教育の取組を進めています。小学校及び中学校の学校教育支援員、教育補助員については、近年、増加傾向にあります。

【 学校教育支援員等の配置状況 】

単位(人)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
幼稚園	教育補助員配置数	10	10	10	10	8	9
小学校	学校教育支援員配置数	27	25	25	28	30	31
	教育補助員配置数	54	54	57	58	62	67
	特別支援教育サポーター配置数	13	19	21	9	25	25
中学校	学校教育支援員配置数	7	8	8	11	12	13
	教育補助員配置数	22	22	22	22	25	28
	特別支援教育サポーター配置数	9	9	9	3	7	4

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)



障がいのある児童・生徒が身近な地域で支援が受けられるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブを実施しています。

放課後等デイサービスについては、令和4年度の実利用者数は1,513人、事業実施事業所数は44箇所となっており、利用者数、事業所数共に増加傾向にあります。

【 放課後等デイサービス事業利用状況 】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
実利用者数(人/月)	843	979	680	1,181	1,285	1,513
事業実施事業所数(箇所)	28	32	36	38	41	44

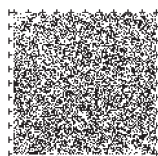
資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)

放課後児童クラブの受入状況については、令和4年度では、受入児童数2,522人のうち、特別な配慮が必要な児童は203人で、全体の8.0%となっています。また、特別支援加配支援員は62人、特別配慮必要児童受入クラブ数は56件となっており、いずれも増加傾向にあります。

【 放課後児童クラブの受入状況 】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
受入児童数全体(人)	1,980	2,164	2,637	2,649	2,524	2,522
うち特別な配慮が必要な児童(人)	141	150	160	205	199	203
支援員全体(人)	348	352	343	359	375	390
うち特別支援加配支援員(人)	47	46	43	35	52	62
クラブ数全体(件)	54	57	58	59	59	58
うち特別配慮必要児童受入(件)	40	48	50	54	51	56

資料:障がい福祉課(各年度3月末日現在)



【４】アンケート調査結果から読み取れる現状と課題

1 18 歳以上調査結果より

（１）障がいの状況について

- 65 歳以上のおおむね 4 人に 1 人が要介護等の認定を受けています。
- 発達障がいの診断を受けている人は、知的及び精神障がいのある人、また、30 代以下の年齢層で多くなっています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

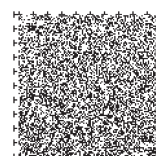
- 障がいのある人の 高齢化を見据えた支援内容の充実とともに、ニーズに応じた共生型の障害福祉サービス提供事業所の確保、障害者支援施設から介護保険施設へのスムーズな移行の在り方の検討が必要です。
 - 発達障がいについて、医療機関や専門の医師の確保をはじめ、適切に医療機関につなぐ体制の整備が必要です。
-

（２）相談について

- 相談先に対しては「1 か所でどんな相談にも対応できること」を筆頭に「障害の特性に応じて専門の相談ができること」「身近な地域で気軽に相談できる場所が増えること」「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」の順に多くなっています。
- ピアサポート活動について、積極的な参加希望は少ない状況ですが「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」が最も多くなっています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「身近な場所ですぐに相談できる場所を増やす」が上位に回答されています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 「身近な地域で気軽に、そしてワンストップで」というニーズがうかがえます。障がいの特性や年齢など 個別の状況に対応できること、また、いつでも気軽に相談できる窓口として「東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」をはじめ「HOT けんステーション」等 関係機関との連携の強化、そして、それらの 窓口の周知と相談支援機能の充実が必要です。
 - 障がいのある人の様々なニーズや困難事例に対応できるよう、研修等の充実による 相談支援専門員の技術の向上を図ることが必要です。
 - ピアサポート活動に対して、きめ細かな情報提供によって参加を促進していく必要があります。
-



(3) 障害福祉サービスの利用について

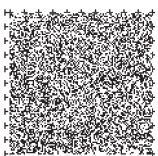
- 現在、利用している障害福祉サービスは「計画相談支援」「生活介護」「短期入所（ショートステイ）」「移動支援」「居宅介護（ホームヘルプ）」の順に多くなっています。今後利用したい障害福祉サービスは「就労移行支援」「移動支援」「就労継続支援（A型）」「自立訓練」の順に多く、現在の利用に比べて就労系の障害福祉サービスに対するニーズが多くなっています。
- 今後、障害福祉サービスを利用しやすくするためには「どのようなサービスがあるのか定期的に情報を提供してほしい」をはじめ「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」など、分かりやすい情報提供が求められています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「障害福祉サービスを利用しやすくする」が上位に回答されています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 障害福祉サービスの内容や申請の手続き等について、障がいの区分や特性に配慮した分かりやすい情報提供に努めるとともに、ニーズに応じた適切な利用の促進を図る必要があります。
- 利用したい日や時間のニーズに対する調整や改善策について、障害福祉サービス提供事業所との協議の場の充実とともに、連携の強化が必要です。
- 市内の企業等を対象とした障がい者雇用に対する理解を深めるための啓発活動を充実するとともに、障がい者雇用を促進するための情報提供の充実が必要です。
- 自立訓練に対するニーズも比較的高く、グループホームや一般住宅等へのスムーズな移行に向けた支援が必要です。

(4) 住まいや暮らしについて

- 自宅（アパートなどを含む）で一人暮らしをしている人は2割未満で、ほとんどが身体及び精神障がいのある人です。
- 主な介助者は、身体障がいのある人では「配偶者（夫または妻）」、精神障がいのある人では「父または母」「配偶者（夫または妻）」、知的障がいのある人では「父または母」「福祉施設の職員・ホームヘルパー」がそれぞれ多く、介助者は60代以上で約半数を占めています。また、60代の介助者の約4割、70歳以上の約6割が自身の健康に不安を感じています。
- 地域で安心して暮らすために必要な支援としては「医療や生活にかかる費用負担の軽減」をはじめ「病院や施設、市などの連携」「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」「障がいのある人にとって暮らしやすい住まいの確保」が求められています。特に知的障がいのある人では「自分の意思を正しく伝え、理解してもらえるようになること」のニーズが高くなっています。



【 今後の課題・取組の方向性 】

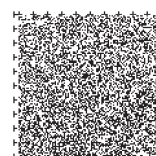
- 障がいのある人の高齢化に伴い、家族介助者も高齢化し、健康に不安を持つ人が多く、家族介助者の負担の軽減を図ることが必要です。
 - 「親亡き後」に備え、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズに応じた生活支援の充実が必要です。
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実を図る必要があります。医療費の助成等経済的な支援やアウトリーチ支援の検討など、国や県の動向を見据えながら、支援の充実を図る必要があります。
-

（５）社会参加について

- 外出時に困ることについては、身体障がいのある人では「道路や歩道の階段や段差」が最も多く、知的障がいのある人では「出先で困ったときの対応」をはじめ「切符の買い方や乗り換え方法」「介助者の確保」など、精神障がいのある人では「発作など突然の身体変化や周囲の目」などが、それぞれ多く回答されています。
- 地域の行事や活動については、約６割が「参加していない」と回答し、参加している人は少ない状況です。活動への参加者は近所付き合いが親密な人ほど多い傾向にあり、近所付き合いがない人の８割近くが「参加していない」と回答しています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが快適に、安全に生活することができるようユニバーサルデザインのまちづくり、バリアフリーのまちづくりへの継続的な取組が必要です。
 - 今後、ニーズの高まりが想定される移動支援の充実を図る必要があります。
 - 近所付き合いの親密さと地域活動への参加状況には相関がうかがえます。あらゆる世代の人が近所付き合いを深め、支え合い、助け合いの関係を築くことができるよう、啓発活動を推進する必要があります。
-



(6) 防災・防犯について

- 避難所の場所については、約 6 割が認知していますが、知的障がいのある人では、ほかの障がいに比べて「知らない」割合が高くなっています。
- 災害時に必要な対策として「避難先でも適切な医療や薬を受け取ることができること」をはじめ「安全な場所まですぐに避難できる対策」「避難所生活でのプライバシーの確保」などが求められています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

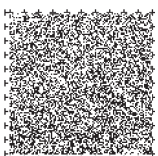
- 障がいのある人やその家族に対し、防災や防犯に対する意識の向上を図るため、啓発活動の推進が必要です。地域と協働して、災害時の避難対策と支援体制の充実を図ることが必要です。
 - 「東広島市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、台帳への登録の促進や地域での情報共有など、個人情報の取扱いに配慮しながら見守り活動や支え合い活動を促進し、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりが必要です。
-

(7) 理解促進・コミュニケーションについて

- 差別や嫌な思いをした経験が「ある」人は約 4 割で、特に知的及び精神障がいのある人に多くみられます。また、発達障がいの診断を受けている人や若い年齢層においても、経験がある人が多くなっています。
- 障がいに対する周りの人の理解について「理解していると思う」人は 6 割以上を占めていますが、精神障がいのある人の約 4 割が「理解していないと思う」と回答しています。
- 市の「障害者コミュニケーション条例^{※1}」及び「手話言語条例^{※2}」の認知率は、いずれも 1 割未満と低い状況で「どちらも知らない」人が 8 割以上を占めています。知っている人における認知経路は「市の広報紙やホームページ」が最も多くなっています。
- コミュニケーションをとるときに困ることについて、身体障がいのある人は半数近くが「困ることはない」と回答していますが、知的及び精神障がいのある人では「一度にたくさんのことを言われると混乱する」「自分の言いたいことが相手に伝わらない」など困る場面が多く回答されています。特に知的障がいのある人では「災害時などの緊急の連絡ができない」ことなどが多く回答されています。
- 「成年後見制度」を内容まで知っている人は、おおむね 4 人に 1 人の割合です。

※1 「障害者の意思疎通手段の確保等に関する条例」(平成 31 年4月施行)

※2 「手話言語の認識の普及に関する条例」(平成 31 年4月施行)



【 今後の課題・取組の方向性 】

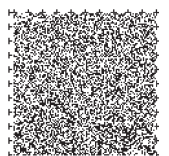
- 地域住民に対して、障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、合理的配慮の提供など地域共生社会の実現に向けた啓発活動の充実が必要です。
 - 本市の「障害者コミュニケーション条例」及び「手話言語条例」について、障がいのある人だけでなく、市民に対する周知を図る取組の充実が必要です。
 - 障がいのある人においても、今後、進行するとみられる高齢化を見据えて、総合的な権利擁護事業の推進をはじめ、対象となる人の早期発見など、地域における権利擁護に関する取組の強化が必要です。そのため、制度の内容についての分かりやすい情報提供や本市の中核機関である「権利擁護ステーション」の周知に向けた取組及び適切な利用促進が必要です。
-

（８）就労や日中の活動について

- 現在、働いて収入を得ている人は約半数です。正社員として働いている人は、おおむね5人に1人の割合で、パート・アルバイト等の人も同程度となっています。また、通所施設に通っている人の3割が一般就労への希望を示しており、特に精神障がいのある人で希望者が多くなっています。
- 障がいがあっても働きやすくなるために必要なこととして「障害があっても働ける場所が増えること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「職場で差別がないこと」などへのニーズが高くなっています。
- 「農福連携」を内容まで知っている人は1割未満で、言葉だけ知っている人と合わせても2割未満です。しかし、農業に従事することに対しては、おおむね4人に1人が「関心がある」と回答しています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「就労のための支援や働く場を増やす」が上位に回答され、特に精神障がいのある人で多くなっています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 障がいの特性に応じた就労場所の拡充や多様な働き方・職業選択の担保といった職域拡大、一般企業の障がい者雇用に関する理解の促進、また、一般就労への移行や工賃、賃金向上への取組の充実が必要です。
 - 一般就労に移行した人が職場に長く定着できるよう、障害福祉サービス提供事業者と連携し、啓発活動をはじめ、就労定着支援事業の利用を促進する必要があります。
 - 国の「農福連携等推進ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進が必要です。
-



2 18歳未満調査結果より

(1) 障がいの状況について

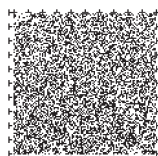
- 回答者のうち、全体の8割近くの子どもが発達障がいの診断を受けています。身体障がいのある子どもは、おおむね4人に1人が難病の診断を受けており、また、おおむね3人に1人が医療的ケアを必要としています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 発達障がいに対応する医療機関や医師の確保をはじめ、適切に医療機関につなぐ体制の整備が必要です。
 - 乳幼児健診等、子どもの成長に応じた適切な時期における健診の実施等により、障がいの早期発見に努めるとともに、早期に療育治療につながるよう、支援が必要です。
 - 医療的ケアを必要とする子どもが、地域で包括的な支援を受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターの配置を促進することが必要です。
-

(2) 相談について

- 介助者が求める支援としては「相談支援や情報提供の充実」が最も多く、子どもの発達の遅れや障がいに気付いたとき、ほしいと思った情報としては「実際に何をすればよいのかかわかる情報」「相談先についての情報」「療育機関や専門の医療機関についての情報」が求められています。
- 相談先に求めることとしては「障害の特性に応じて専門の相談ができること」が最も多く、次いで「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」「1か所でどんな相談にも対応できること」などの順となっています。また、子どものために必要なこととして、約6割の保護者が「身近な場所で子どもの発達について相談できる場所を増やすこと」「相談したいときに素早く、スムーズに相談できること」「発育や発達上の課題を早期に発見できる体制を充実すること」がとても必要と回答しています。
- ピアサポート活動については「悩みなどを聞く立場で参加してみたい」「聞いてもらう立場で参加してみたい」を合わせて1割程度と少ない状況ですが「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」が約6割を占めています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「身近な場所ですぐに相談できる場所を増やす」が上位に回答されています。



【 今後の課題・取組の方向性 】

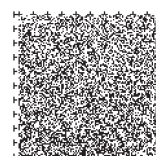
- 障がいの特性に応じて、素早く1か所で専門の相談ができる身近な相談場所が求められています。療育機関等に関する情報入手手段の周知をはじめ「東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」における、発達障がい支援コーディネーターによる相談支援の充実など、発達に障がいのある子どもの早期発見及び早期支援体制の充実が必要です。
 - 相談や指導、通園、通所といった子どもの状況に応じた支援が切れ目なく円滑に行われるよう、関係機関との連携が必要です。
 - ピアサポート活動について、どのような活動で、参加することによってどのような効果が期待できるのか、子どもの学齢等に応じた、きめ細かな情報提供によって参加を促進していく必要があります。
-

（３）障害福祉サービスの利用について

- 現在、利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「児童発達支援」「計画相談支援・障害児相談支援」「保育所等訪問支援」の順となっています。今後利用したい障害福祉サービスについても「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。以下「日中一時支援」「移動支援」「短期入所（ショートステイ）」が続き、現在の利用に比べて介助者が不在のときの対応や外出の支援に対するニーズが目立っています。
- 今後、障害福祉サービスを利用しやすくするためには「どのようなサービスがあるのか定期的に情報を提供してほしい」をはじめ「本人に適切なサービスをアドバイスしてほしい」「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」の順に多く、分かりやすい情報提供が求められています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として「障害福祉サービスを利用しやすくする」が上位に回答されています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 「放課後等デイサービス」をはじめとする、ニーズが高い障害福祉サービスにおける受け入れ体制の確保が必要です。また「日中一時支援」「移動支援」「短期入所（ショートステイ）」など、外出や社会参加、保護者等の介助者への支援の充実が求められています。
 - 障がい児に対する福祉サービスの内容や申請手続き等に関して、障がいの特性に応じた分かりやすい定期的な情報提供が求められています。
-



(4) 住まいや暮らしについて

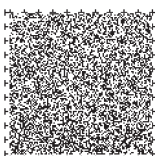
- 介助や支援に関する不安や悩みとしては「精神的な負担」や「経済的な負担」をはじめ「何かあったときに介助を頼める人がいない」「障害について学ぶ場が少ない」などが続き、必要としている支援についても「経済的な支援」のニーズが高くなっています。
- 社会活動に参加しやすくなるために必要なこととして「障害の特性に応じた社会活動に関する情報の提供」が最も多く求められています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちをつくるため、東広島市が力を入れるべき取組として、特に身体障がいのある子どもを持つ保護者は「障害があっても移動しやすい道路や交通機関など利便性を向上する」「災害時の避難支援体制を充実する」「施設や建物をバリアフリー化する」がそれぞれ上位に回答されています。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 18 歳以上と同様、家族介助者の負担の軽減を図ることが必要です。
 - 障がいについて「学ぶ場」に対するニーズも高く、子どもの障がいの特性や学齢等に応じたきめ細かな情報の提供が求められています。
 - 外出への支援をはじめ、社会参加を促進する取組の充実が必要です。そのためには、地域住民に対する「地域共生社会」に関する啓発活動の充実も求められます。
 - 障がいの有無にかかわらず、誰もが快適に、また、安全に生活することができるようユニバーサルデザインのまちづくり、バリアフリーのまちづくりへの継続的な取組が必要です。
-

(5) 理解促進・コミュニケーションについて

- コミュニケーションをとるときに困ることについては、8 割以上の保護者が「ある」と回答し、特に知的障がいのある子どもや発達障がいの診断を受けている子どもの保護者ほど多くなっています。
- 差別や嫌な思いをした経験が「ある」人は約半数を占めています。特に発達障がいのある子どもや子どもの年齢が上がるほど経験がある人が多くなっています。
- 障がいに対する周りの人の理解について「理解していると思う」人は6 割以上を占めていますが、そのうち「十分に理解していると思う」への回答は数パーセントと僅かです。
- 発育・発達上の支援が必要な子どものために必要なこととして「保育士や教職員が障害への理解を深めること」「まわりの子どもが障害への理解を深めること」が多くなっています。
- 市の「障害者コミュニケーション条例」及び「手話言語条例」の認知率は、いずれも1 割未満と低い状況で「どちらも知らない」人が9 割以上を占めています。知っている人における認知経路は「市の広報紙やホームページ」が最も多くなっています。



【 今後の課題・取組の方向性 】

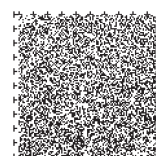
- 教育や保育の場において、保育士や教職員が障がいへの理解を深めるとともに、児童・生徒に対して、子どもの頃から障がいや障がいのある人に対する福祉教育の推進、人権尊重意識の醸成を図ることが必要です。
 - 地域住民に対して、障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、合理的配慮の提供など、啓発活動の充実が必要です。また、本市の「障害者コミュニケーション条例」及び「手話言語条例」について、障がいのある人だけでなく、市民に対する周知を図る取組の充実が必要です。
-

（６）療育・保育・教育について

- 発育・発達上の支援が必要な子どものために必要なこととして「通園・通学先で障害の特性や発達に合わせた支援をしてくれること」「教育・医療・福祉が連携して子どもを支援してくれること」が上位に回答されているとともに、約半数の保護者が「発育や発達上の課題を早期に発見できる体制を充実すること」を強く求めています。また、半数以上が「学校でインクルーシブ教育を積極的に推進すること」を求めています。
- 「ペアレントメンター」を内容まで知っている人は１割未満で、言葉だけ知っている人と合わせても２割未満と低い状況ですが、精神障がいのある子どもや手帳を持たない子どもの保護者では、知っている人がやや多くみられます。また、ペアレントトレーニングに参加したことがある保護者も１割未満と低い状況です。しかし、ペアレントトレーニングへの今後の参加意向は６割以上みられます。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 特別支援教育の推進が必要である一方で、インクルーシブ教育の推進に対するニーズも高くなっています。障がいや発達の程度に応じて、柔軟な選択が可能となる支援体制の構築が必要です。
 - ペアレントメンターについて、関係者だけではなく市民に周知し、理解を促進することが必要です。ペアレントトレーニングについて、どこでどのような活動を行えるかなど、基本的な情報を分かりやすく、多様な手段を用いて発信することが必要です。
-



【5】事業所調査から読み取れる現状と課題

本計画の策定にあたって、市内の障害福祉サービス提供事業所に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※回答者の意図を変えない範囲で要約・整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

【調査概要】

- ・ 計画策定の基礎資料とすることを目的として、市内の障害福祉サービス提供事業所に対し、事業状況やニーズ等についてのご意見をお伺いした。
- ・ 実施時期 令和5（2023）年6月～7月
- ・ 調査方法 郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）その他電子メール等による回答を含む。
- ・ 回収件数：9事業所

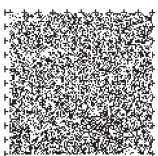
【主な回答結果（回答要旨：抜粋）】

（1）障害者福祉事業を運営する上で困っていること（問題点や課題）

- ・ 職員の確保が難しく、受け入れが難しい。職員の高齢化、職員等担い手の不足
- ・ 利用者の高齢化が顕著で、次の施設への移行がスムーズにできていない。
- ・ 行動障がいのある利用者へ対応できる職員が少ない。
- ・ 主に相談業務において、利用者の親族等からの対応困難な要求や苦情への対応

（2）障害福祉サービスが利用しやすくなるため必要だと思うこと

- ・ 利用者への分かりやすい情報提供
- ・ 専門性を身に付け、利用者により良い提案ができること。
- ・ 発達障がいや疑われる未就学の幼児への、早い時期から改善を意識した保護者への関わりを持つような仕組み、風土をつくること。
- ・ 相談支援事業所における相談員の増員
- ・ どこにどのような障害福祉サービスがあるのかを詳しく知ることができる障害福祉サービス情報の提供
- ・ 専門職による定期的な相談窓口の開設
- ・ 障害福祉サービスの申請手続き等の支援
- ・ 地域における社会資源についての情報共有
- ・ 地域の困りごとや新たなニーズの掘り起こし
- ・ 人材不足の解消
- ・ 「はあとふる」のより一層の市民への周知
- ・ 移動支援の対象の範囲を拡げてほしい。（買い物支援等）
- ・ 障がいのある人が障害福祉サービスを利用する際の交通費の補助



(3) 人材を定着させるために取り組んでいること

- ・ 職員のスキルアップのための研修への参加促進
- ・ 研修後の事業所内での伝達研修
- ・ 障害福祉サービスについての毎月の勉強会を開催、事例の検討、意見交換等の実施による職員のスキルアップ
- ・ 働きやすく、意見の言いやすい雰囲気づくり
- ・ 職員の育児支援（企業主導型保育の導入）
- ・ 有給介護休暇等の導入
- ・ 弾力的な働き方の提示と選択
- ・ 資格取得のための奨励金の導入、特別休暇制度等の支援
- ・ 人事考課制度の活用とめりはりのある給与体系
- ・ 若手採用担当者による1年目の面談
- ・ 第三者委員を活用した面談制度
- ・ 給与体系の見直し
- ・ 資格手当の充実、技術職の雇用、横断的な組織づくりのための部署の設置、相談窓口を本部機能として設置、賞与時の人事考課制度、長期連休の取得制度
- ・ OJT（個別指導プログラム）の担当者を中心に、一人一人に育成計画を作成
- ・ 福祉、介護職員について、経験又は資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み
- ・ キャリアパス制度の導入による目標管理、人事考課の実施
- ・ 採用初年度からの有給20日間付与やリフレッシュ休暇等の導入
- ・ 採用時のミスマッチを減らすような面接内容
- ・ 福利厚生の改善（退職金の導入）
- ・ 日々のストレスに対する聴き取り（管理者対スタッフ）
- ・ 給与等のアップ

(4) 計画策定にあたっての意見や要望

- ・ 基幹相談支援センター「はあとふる」を活用した市と事業所、関係機関との情報の共有による児童と成人分野（特に発達障がい）の連携
- ・ 就学前から就学後への連携の場をつくる必要性を感じる。
- ・ 基幹型相談支援の充実
- ・ 障がい者の福祉施設入所、精神障がい者の入院から地域生活への移行を推進していく上で、地域での受け皿の確保（住居・相談窓口・障害福祉サービス等）
- ・ 放課後等デイサービスの利用者増に伴い、事業所も増加しているが、事業所の質の確保
- ・ チャット等デジタルツールを活用した相談対応
- ・ 市のホームページをもっと見やすく、分かりやすくしてほしい。
- ・ 障がいの特性に配慮した相談窓口の充実（精神障がいのある人は、窓口での相談をためらわれる人も多いため。）

